

佐伯史談会規約

(平成八年二月 改定)
平成十七年十一月 改定)

2 副会長 二名
3 会計 一名

4 会計監査 二名
以上の役員は総会(拡大評議員会)で選任する。

5 評議員 若干名
評議員は地区を勘案して会長が委嘱し、うち若干名を常任とすることができます。

第六条 役員の任期は二年とするが再選を妨げない。

第五条 この会の事業を推進するため、次の委員会を置く。委員は会長が委嘱する。

第六条 この会は次の会議をもつ。
1 総会
2 常任評議員会
3 委員会

第七条 この会は次の会議をもつ。
1 付則
2 普通会員
3 顧問
4 会友
5 賛助会員
6 公共機関及び友好報道機関
7 会の育成発展に寄与貢献し、会長が推薦した者

1 会議「佐伯史談」の発行
2 講演会・講習会・現地研修会等の主催
3 史跡の調査、文献・資料の収集
4 文化財の愛護顕彰
5 其の他必要と思われる事業

第三条 この会は、普通会員・賛助会員・会友及び顧問をもつて組織する。
1 普通会員 本会の主旨に賛同し年間定額の会費を負担する者
2 賛助会員 本会の活動を賛助する者
3 会友 本会の活動を支援する個人または団体、
4 顧問 本会の育成発展に寄与貢献し、会長が推薦した者

第八条 この会の事務局は会長指定の所に置き、事務局長は会長が委嘱する。

付則
1 この規約は平成八年二月四日より施行する。
2 普通会員の会費は当分年間一、五〇〇円とする。
3 事務局は次の通り委嘱する。

事務局長 伊東義和

所在地 佐伯市新女島三三班

第四条 この会に次の役員をおくる。

1 会長 一名